

阿賀野市ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、阿賀野市広告掲載取扱要綱（平成20年阿賀野市告示167号。以下「要綱」という。）及び阿賀野市広告掲載基準（平成20年阿賀野市告示168号。以下「基準」という。）の規定に基づき、阿賀野市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）へのバナー広告（以下「広告」という。）の掲載に関し必要な事項を定める。

(広告掲載の範囲)

第2条 市ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ホームページ内容の範囲は、要綱及び基準の規定を適用する。

2 広告の種類による個別掲載基準は、別表の定めるとおりとする。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ：縦60ピクセル×横210ピクセル
- (2) 形式：GIF、JPEG、PNG
- (3) データ容量：100KB以下

(広告の表現等)

第4条 市ホームページに掲載する広告は、市ホームページと調和の取れたものとし、広告の表現については、要綱及び基準に定めるもののほか、ページデザイン及び使いやすさを保持するために、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 禁止する表現

次の表現を含んだ広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため禁止する。

- ① アニメーションGIF及びFLASHなどの動的な画像となるもの若しくはロールオーバー効果などの画像が変わるもの。
- ② 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- ③ アラートマーク（「警告」「注意」など警告を発しているかのような誤解を与えるもの）
- ④ ラジオボタン（選択ができるような誤解を与えるもの）
- ⑤ テキストボックス（入力できるような誤解をあたえるもの）
- ⑥ プルダウンメニュー（下に選択肢があるかのような誤解をあたえるもの）

(2) 市ホームページとの区別

次の表現については、利用者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように誤認する恐れがあるため禁止する。

- ① 市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- ② 利用者が阿賀野市の事業であると誤認しやすいもの

(3) 色調

文字色と背景色のコントラスト（明度差）を十分確保するとともに、文字背景に模様のある画面や

写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなど、文字を読みやすくすること。

(4) 解像度

文字やイラストなどの解像度は適正な処理を行い、鮮明に見やすくすること。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、原則として1月、6月及び12月とし、その初日及び末日は別に定める。

(掲載料金)

第6条 広告の掲載料は、1枠当たり1か月10,000円とする。(消費税及び地方消費税を含む。)

2 連続する長期間の掲載申し込みがあった場合、期間に応じて次のとおり掲載料金を割り引くものとする。

(1) 6か月以上11か月まで(連続)…10%割引

(2) 12か月連続…20%割引

3 現に掲載中の広告について、掲載期間中に延長の申し込みがあったことにより前項の割引期間に該当することとなった場合は、延長月分のみ割引とし、納入済みの広告料について返還、または延長する料金との相殺はしないものとする。

(広告の掲載場所、位置及び枠数)

第7条 広告はトップページ又は、市長が指定したページとし、各ページの掲載枠数は原則10枠以内、掲載位置は市長が決定する。

(広告掲載の申込み)

第8条 市ホームページへの広告の掲載を希望する者は、阿賀野市ホームページ広告掲載申込書(第1号様式)に広告案(電子データを含む。)を添えて、申し込みを行うものとする。

2 広告の掲載を希望する者は、広告に掲載される者又は団体と同一でなければならない。

(納税証明書の添付)

第9条 前条の阿賀野市ホームページ広告掲載申込書には、基準第4条第1項第16号の規定の確認に必要な市町村長が発行する納税証明書を添付するものとする。ただし、市内に住所を有する事業所等においては、市町村税の納税状況を確認されることに同意することで添付を省略することができる。

(掲載の決定)

第10条 市長は、第8条の申込みがあったときは、速やかに広告の掲載の可否を審査・決定する。

2 市長は、広告の掲載の可否を決定したときは、阿賀野市ホームページ広告掲載通知書(第2号様式)により、申込者に通知しなければならない。

3 市長は、前条の規定により申込みのあった掲載を適当と認める広告の数が第7条の規定による広告数の枠の数を超えるときは、次の順位により掲載する広告を決定するものとする。この場合において、同順位の者の中では、希望する掲載期間が長い者を優先することができる。

優先順位	広告の掲載を希望する者
1	国、地方公共団体若しくは公共的団体
2	電気、ガス、公共交通その他の公共的性格を有する法人若しくは団体
3	市内に主たる事業所等を有する法人若しくは団体又は市内の個人事業者
4	市内に従たる事業所等を有する法人若しくは団体、個人事業者
5	県内に事業所等を有する法人若しくは団体又は県内の個人事業者で、市が掲載する広告として適当であると認める者

4 前項の規定によっても掲載する広告を決定することができないときは、抽選により決定する。

(広告掲載料金の納入)

第 11 条 広告主は、前条の規定による広告掲載決定後、市長が指定する期日までに原則として一括前納しなければならない。ただし、特別の理由があると認められたときは、この限りではない。

(広告の原稿)

第 12 条 広告の原稿（データ）の作成に要する費用は、申込者の負担とする。

2 市長は、原稿について、必要があると認めるときは申込者に対し修正を求めることができる。

(広告内容等の変更)

第 13 条 広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると市長が判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。また、広告主は正当な理由がある場合以外はこれに応じなければならない。

(掲載の取り消し)

第 14 条 市長は、広告主又はその広告が次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申込みによって掲載の決定がなされたとき
- (2) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (3) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (4) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (5) その他、市ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、阿賀野市ホームページ広告掲載取消決定通知書（第 3 号様式）により広告主に通知するものとする。

3 第 1 項の規定により広告掲載を取り消された場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

第 15 条 広告主は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 第 1 項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第 16 条 広告主の責に帰さない理由により市ホームページが閉鎖されたときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、閉鎖された月以降の納付済月額額の総額とし、還付する広告掲載料には利子を付さない。

3 市は、広告が掲載できなかったことにより広告主に生じるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わない。

(リンク先の変更)

第 17 条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の 1 週間前までに主管課に連絡するものとする。

(疑義等の決定)

第 18 条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年9月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

別表

広告の種類による個別掲載基準

種 類	掲 載 基 準
1 人材募集広告	(1) 人材募集に見せかけた売春等の勧誘や斡旋の疑いのあるものは認めない。 (2) 人材募集に見せかけた商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているもの、あるいはその疑いがあるものは掲載しない。
2 語学教室等	安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。 例：1か月で確実にマスターできる等
3 学習塾・予備校等(専門学校を含む。)	(1) 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示すること。 (2) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。
4 外国大学の日本校	下記の主旨を明確に表示すること。 「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」
5 資格講座	(1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称の資格を設け、それがあたかも国家資格であると誤認させるような表現は使用できない。また、下記の主旨を明確に表示すること。 「この資格は国家資格ではありません。」 (2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座を受講するだけで国家資格が取れると誤認させるような表現は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。 「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」 (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているもの、あるいはその疑いがあるものは掲載しない。 (4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。
6 病院、診療所、助産所	(1) 医療法(昭和23年法律第205号)等の規定により広告できる事項以外は、広告できない。 (2) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。 (3) 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。 (4) 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。
7 施術所(あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復)	(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第7条又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)の規定により広告できる事項以外は、広告できない。 (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。 (3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設(整体院、カイロプラクティック、エステティック等)の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。
8 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具(健康器具、コンタクトレンズ等)	薬事法(昭和35年法律145号)の規定又は医薬品等適正広告基準(昭和55年10月9日薬発第1339号厚生省薬務局長通知)により広告できる事項以外は、広告できない。

9 いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品	薬事法、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定又は医薬品等適正広告基準により広告できる事項以外は、広告できない。
10 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等	<p>(1) サービス全般（介護老人保健施設を除く） 次に定めるところによる。 ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。 イ 広告主に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 ウ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。 例：阿賀野市事業受託事業者等</p> <p>(2) 介護老人保健施設 介護保険法（平成9年法律第123号）第98条に規定する内容以外は、表示できない。</p> <p>(3) 有料老人ホーム (1) に規定するもののほか、 ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成14年7月18日老発0718003号厚生労働省老健局長通知）」に規定する事項を遵守し、「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。 イ 県の指導指針等を遵守しているものであること。 ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年度公正取引委員会告示第3号）」に抵触しないこと。</p> <p>(4) 有料老人ホーム等の紹介業 ア 広告主に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 イ その他、国、地方公共団体、その他公共の機関が、当該サービスなどを推奨、保証、指定等をしていると誤認させるような表現は使用できない。</p>
11 墓地等	<p>(1) 市町村長の許可を受けていること。 (2) 許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。</p>
12 不動産事業	<p>(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記すること。 (2) 不動産売買や賃貸の広告を掲載する場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記すること。 (3) 公正取引委員会の「不動産の表示に関する公正競争規約（平成17年11月10日公正取引委員会告示第23号）」による表示規制に従う。 (4) 契約を急がせる表示はできない。 例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか等</p>
13 弁護士・税理士・公認会計士等	掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
14 旅行業	<p>(1) 登録番号、所在地、補償等の内容を明記する。 (2) 不当表示に注意する。 例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等の掲載</p>

15 通信販売業	通信販売に関する広告を掲載する場合は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第11条及び第12条の規定を遵守すること。
16 雑誌・週刊誌等	(1) 適正な品位を保った広告であること。 (2) 虚偽又は表現が不正確で誤認されるおそれがないものであること。 (3) プライバシーの侵害、信用失墜、業務妨害のおそれがないものであること。 (4) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。
17 映画・興業等	(1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。 (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。 (3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。 (4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張したりした表現等は使用しない。 (5) 過激なデザインは使用しない。 (6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。 (7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示すること。
18 古物商・リサイクルショップ等	(1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。 (2) 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。 例：回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄等
19 結婚相談所・交際紹介業	(1) 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。 (2) 掲載内容は、名称、所在地及び提供するサービスの案内等に限定する。
20 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	掲載内容は、名称、所在地及び当該組織の事業案内等に限定する。
21 募金等	(1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。 (2) 下記の主旨を明確に表示すること。 「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」等
22 質屋・チケット等再販売業	(1) 個々の相場、金額等の表示はしない。 例：〇〇のバッグ 50,000 円、航空券 新潟～大阪 10,000 円 等 (2) 有利さを誤認させるような表示はしない。
23 トランクルーム及び貸し収納業者	(1) トランクルームについては、倉庫業法（昭和31年法律第121号）の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたトランクルームに限る。 (2) 貸し収納業者は、会社名以外に「トランクルーム」の文字を表示してはならない。また、下記の主旨を明確に表示すること。 例：「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等
24 ダイアルサービス	「ダイアルQ2」のほか各種のダイアルサービスは内容を確認のうえ判断する。

25 ウィークリーマンション等	営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
26 宝石の販売	虚偽の表現に注意する（必要に応じ公正取引委員会に確認）。 例：「メーカー希望価格の50%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない）等
27 アルコール飲料	<p>(1) 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。 例：「お酒は20歳を過ぎてから」等</p> <p>(2) 飲酒を誘発するような表現は禁止する。 例：お酒を飲んでいる、又は飲もうとしている姿等</p>
28 その他表示については、次に掲げる事項に注意すること。	<p>(1) 割引価格の表示 割引価格を表示する場合は、対象となる価格の根拠を明示すること。 例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等</p> <p>(2) 比較広告（根拠となる資料が必要） 主張する内容が客観的に実証されていること。</p> <p>(3) 無料で参加・体験できるもの 費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。 例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等</p> <p>(4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告 広告主が法人格を有する場合は、法人名、所在地及び連絡先を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。広告主が法人格を有しない団体等の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。</p> <p>(5) 肖像権・著作権 無断使用がないこと。</p>

(第1号様式)

年 月 日

阿賀野市ホームページ広告掲載申込書

阿賀野市長 様

広告掲載希望者	住 所 (所在地)	_____
	法人・団体等名 (名称) ^{ふりがな}	_____ ㊞
	代表者職氏名 ^{ふりがな}	_____
	担当者氏名 ^{ふりがな}	_____
	連絡先 (TEL)	_____ ()
	(FAX)	_____ ()
	(E-mail)	_____

阿賀野市ホームページ広告掲載要領第8条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

掲載希望期間 (1か月単位)	年 月 から 年 月まで (月)
リンク先URL	http://
業種	
広告の内容	(バナー広告案が本申込時に添付できない場合は、内容案をご記入ください。)
その他	1 広告掲載申込みにあたっては、阿賀野市広告掲載取扱要綱、阿賀野市 広告掲載基準及び阿賀野市ホームページ広告掲載要領に定める事項を承 諾し、遵守します。 2 阿賀野市ホームページのデザインの変更等により広告の掲載位置や 順序が変更となった場合でも意義ありません。 ----- 《特記事項》 ・市町村税の納付状況を確認されることに (同意します・ 同意しません)。

備考 次の書類を添付してください。

- ・ 広告案 (電子データ可)
- ・ 納税証明書 (但し、阿賀野市に納税義務がある方については、本申込みの審査に当たり市町村税の納付状況を確認されることに同意することにより添付が省略できます。)

(第2号様式)

年 月 日

様

阿賀野市長

阿賀野市ホームページ広告掲載通知書

平成 年 月 日付けで申し込みのあった広告掲載の可否について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 掲載の可否

可 ・ 否

2 掲載料金 円

(年 月 日までに納入してください)

3 掲載しない場合の理由

(第3号様式)

年 月 日

様

阿賀野市長

阿賀野市ホームページ広告掲載取消決定通知書

年 月 日付けで広告掲載決定しましたが、下記の理由により取消決定したので通知
します。

記

1 取り消しの理由